

# 解散

R 3. 12. 31

## 収 支 報 告 書

(その1)

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市和田2丁目1-8

3. 代表者の氏名

渡部 勝博

4. 会計責任者の氏名

津田 幸太郎

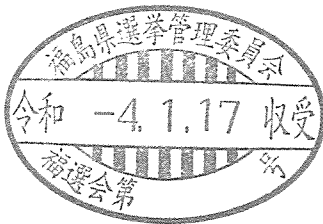
(事務担当者の氏名)

阿部 武朗

(電話)

0242-85-6056

(收受欄)



こくみんみんしゅとうとうほくぶろつくしゅうぎいんひれいくだいいちそうしふ  
国民民主党東北ブロック衆議院比例区第1総支部

### 資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

### 資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入力
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

会計	繰越	決算	帳記		
か	か	か			

令和 3 年分

(令和 年 月 日開催分)

### 政治団体の区分

- 政 党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

### 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 渡部 勝博

公職の種類 衆議院議員(候補者)

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

R 3 年 4 月 17 日から  
R 3 年 12 月 31 日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1 収支の総括表

収 入 総 額	14,201,617
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	14,201,617
支 出 総 額	14,201,617
翌 年 へ の 繰 越 額	0

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		13,000
員 数		13
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	88,610	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	88,610	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	88,610	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
国民民主党本部	300,000	R3.04.15	東京都千代田区平河町2-5-3	
国民民主党本部	2,000,000	R3.04.26	前掲	
国民民主党本部	300,000	R3.05.14	前掲	
国民民主党本部	1,300,000	R3.06.15	前掲	
国民民主党本部	5,300,000	R3.07.16	前掲	
国民民主党本部	300,000	R3.08.18	前掲	
国民民主党本部	300,000	R3.09.15	前掲	
国民民主党本部	4,000,000	R3.10.06	前掲	
国民民主党本部	300,000	R3.10.14	前掲	
こ の 頁 の 小 計	14,100,000			
合 計	14,100,000			

(その6)

(6) その他の収入		
摘要 (1件10万円以上のもの)	金額	備考 (年月日等)
	十億 百万 千 円	
この頁の小計		0
1件10万円未満のもの		7
合計		7

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
石川 伸一	88,610	R3.09.16	福島県会津若松市本町7-45	歯科医師	
この頁の小計	88,610				
その他の寄附					
合計	88,610				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円	
(1) 人 件 費	2,565,625	
(2) 光 熱 水 費	23,700	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	211,955	
(4) 事 務 所 費	356,867	
小 計	3,158,147	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	138,459	
(2) 選 挙 関 係 費	3,446,363	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費		
そ の 他 の 事 業 費		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	181,500	
イ 宣 伝 事 業 費	3,120,789	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
小 計 ((3)ア～エ)	3,302,289	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	4,156,359	内交付金(4,156,359)
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	11,043,470	内交付金(4,156,359)
合 計	14,201,617	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	( 光熱水費 )	領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	23,700					
合計	23,700					

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項目別区分	備品・消耗品費 ( 備品費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
パソコン代	86,980	R3.05.08	株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1		No.-1
i p a d代金	66,440	R3.06.18	ドコモショップ会津若松店	福島県会津若松市大町1-7-21		No.-2
この頁の小計	153,420					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	15,585					
合計	169,005					



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	(消耗品費)	領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	42,950					
合計	42,950					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（賃借料）		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所家賃	30,000	R3.04.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-3
駐車場料金（7か月分）	31,666	R3.05.17	(有)さくら不動産	福島県会津若松市昭和町1-27		微難 明細書
事務所家賃	30,000	R3.05.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-4
〃	30,000	R3.06.19	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-5
〃	30,000	R3.07.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-6
〃	30,000	R3.08.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-7
〃	30,000	R3.09.18	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-8
〃	30,000	R3.10.18	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-9
〃	30,000	R3.11.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-10
〃	30,000	R3.12.20	(有)あいづ総業	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-11
この頁の小計	301,666					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0					
合計	301,666					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	（ 通信費 ）	領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	20,581					
合計	20,581					

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項目別区分	事務所費 ( 事務管理費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
税理士報酬	20,000	R3. 12. 24	遠藤久税理士事務所	福島県会津若松市八日町2-15		No.-12
この頁の小計	20,000					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	14,620					
合計	34,620					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 ( 行事・会議費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	10,610					
合計	10,610					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 ( 旅費交通費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
レンタカー代金	23,430	R3.10.27	㈱トヨタレンタリース新福島	福島県郡山市字川向1-1		No.-13
この頁の小計	23,430					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	53,579					
合計	77,009					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 ( 交際費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
玉串料	10,000	R3.06.11	蠶養國神社	福島県会津若松市蚕養町2-1		微難 明細書
白桃5Kg/4箱	28,080	R3.09.14	野崎果樹園	福島県福島市冲高字さすの目前12		微難 明細書
この頁の小計	38,080					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	12,760					
合計	50,840					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費 (選挙宣伝費)		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
ビラの作成・折込み料	2,977,513	R3.11.01	不二石橋印刷株式会社	福島県郡山市田村町上行合字西川原9-2		微難 明細書
この頁の小計	2,977,513					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0					
合計	2,977,513					



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費 (選挙対策費)		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
宿泊費	20,740	R3.10.16	ホテル クラウンヒルズ福島	福島県福島市栄町11-25		No.-14
宿泊費	38,280	R3.10.24	ホテルシーラックパル 仙台	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5-12		No.-15
宿泊費	12,760	R3.10.26	ホテルシーラックパル 仙台	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5-12		No.-16
宿泊費	91,800	R3.11.05	山形国際ホテル	山形県山形市香澄町3-4-5		微難 明細書
選挙事務所看板他	64,350	R3.11.08	有限会社 東海堂アド工藝	福島県会津若松市西年貢二丁目2-14		No.-17
宿泊費	74,610	R3.11.18	山形グランドホテル	山形市本町1丁目7番42号		微難 明細書
この頁の小計	302,540					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	166,310					
合計	468,850					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (制作費・印刷費)		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
機関紙誌の編集・印刷代金	181,500	R3.08.31	三洋印刷株式会社	福島県会津若松市町北町上荒久田鈴木163		No.-18
この頁の小計	181,500					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0					
合計	181,500					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 ( 宣伝広告費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
看板製作用資材 (杭ほか)	19,640	R3.04.30	株式会社 カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1		No.-19
看板製作用資材 (ベニヤ板)	25,300	R3.04.30	東栄産業株式会社	福島県郡山市田村町上行合字北川田33-4		No.-20
看板組立て用電動ドライバー代金	18,040	R3.05.18	東栄産業株式会社	福島県郡山市田村町上行合字北川田33-4		No.-21
宣伝車看板代金	220,000	R3.06.29	有限会社 東海堂アド工藝	福島県会津若松市西年貢二丁目2-14		No.-22
会見用バックシート	30,000	R3.08.03	有限会社 東海堂アド工藝	福島県会津若松市西年貢二丁目2-14		No.-23
この頁の小計	312,980					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	3,960					
合計	316,940					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 ( 遊説費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宣伝車年間リース料	400,000	R3.05.17	津田 幸太郎	福島県会津若松市和田2丁目1-8	No.-24
ハンドマイク一式	67,430	R3.05.17	(有) 南豆無線電機	静岡県下田市東本郷2-1-5	微難 明細書
宣伝車任意保険料	125,710	R3.06.16	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	微難 明細書
宿泊費	16,720	R3.06.17	温泉民宿 ももたろう	福島県南会津郡南会津町耻風字上の原	No.-25
活動用ポロシャツ (25枚)	38,500	R3.06.27	ゴルフショップ あいづ	福島県会津若松市和田2丁目1-8	No.-26
宿泊費	38,250	R3.06.27	ホテルサンルート須賀川	福島県須賀川市加治町5	No.-27
宿泊費	45,150	R3.07.01	スマイルホテル郡山	福島県郡山市芳賀三丁目8-20	No.-28
宿泊費	18,300	R3.07.08	ロイヤルホテル ほていや	福島県伊達市保原町6丁目12-1	No.-29
宣伝車ドライブレコーダー一式	12,290	R3.07.11	amazon. co. jp	埼玉県比企郡川島町かわじま2-1-1	No.-30
宿泊費	18,300	R3.07.11	ホテル・アルファワン郡山	福島県郡山市長者1-2-16	No.-31
宣伝車スピーカーセット一式	642,774	R3.07.19	株式会社 ロットコズ	福島県会津若松市河東町金田字中田45	微難 明細書
宣伝車任意保険料 (追加分)	139,250	R3.07.19	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	微難 明細書
宿泊費	29,500	R3.07.27	ビジネスホテル 丹泉	山形県南陽市郡山1052-8	微難 明細書
宿泊費	24,000	R3.07.28	湯の澤温泉 地蔵の湯	山形県鶴岡市添川字湯の沢5番地甲	No.-32
宿泊費	14,200	R3.07.28	ホテルルートイン 由利本荘	秋田県由利本荘市井戸尻50	No.-33
この頁の小計	1,630,374				
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)					
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 ( 遊説費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
宿泊費	11,540	R3.07.30	グリーンホテル 大曲	秋田県大仙市朝日町18-1		No.-34
宿泊費	13,600	R3.07.30	ホテルニューグリーン 能代	秋田県能代市青葉町3-5		No.-35
宿泊費	11,600	R3.07.31	東横イン弘前駅前	青森県弘前市駅前1-1-1		No.-36
宿泊費	14,010	R3.08.01	ホテルJALシティ青森	青森県青森市安方2丁目4-12		No.-37
宿泊費	17,200	R3.08.03	盛岡ニューシティホテル	岩手県盛岡市盛岡駅前通13-10		No.-38
宿泊費	12,900	R3.08.06	スマイルホテル郡山	福島県郡山市芳賀三丁目8-20		No.-39
宿泊費	63,800	R3.08.07	ホテルシーラックパル 仙台	宮城県仙台市若林区六丁目の目東町5-12		No.-40
遊説用スーツ代金	28,000	R3.08.16	ゴルフショップ あいづ	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-41
宿泊費	12,900	R3.08.25	スマイルホテル郡山	福島県郡山市芳賀三丁目8-20		No.-42
宿泊費	11,560	R3.08.26	ホテル クラウンヒルズ福島	福島県福島市栄町11-25		No.-43
宿泊費	12,900	R3.08.31	スマイルホテル郡山	福島県郡山市芳賀三丁目8-20		No.-44
宿泊費	13,800	R3.09.01	コンフォートホテル郡山	福島県郡山市方八町2丁目2-22		No.-45
宿泊費	23,120	R3.09.03	ホテル クラウンヒルズ福島	福島県福島市栄町11-25		No.-46
宿泊費	89,320	R3.09.06	ホテルシーラックパル 仙台	宮城県仙台市若林区六丁目の目東町5-12		No.-47
宿泊費	12,600	R3.09.13	コンフォートホテル郡山	福島県郡山市方八町2丁目2-22		No.-48
この頁の小計	348,850					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)						
合計						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 ( 遊説費 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
宿泊費	23,320	R3.09.14	ホテル ソレイユ	福島県いわき市平十五丁目2		No.-49
宿泊費	12,060	R3.09.17	ホテル クラウンヒルズ いわき	福島県いわき市平大町3-1		No.-50
宿泊費	11,140	R3.09.21	グリーンホテル 大曲	秋田県大曲市朝日町18-1		No.-51
宿泊費	16,350	R3.09.21	コンフォートホテル 秋田	秋田県秋田市千秋久保田町3-23		No.-52
宿泊費	12,200	R3.09.23	スーパーホテル 八戸長横町	青森県八戸市長横町12-2		No.-53
宿泊費	10,240	R3.09.25	パシフィックホテル盛岡	岩手県盛岡市中央通1丁目13-55		No.-54
宿泊費	14,000	R3.09.25	チサン イン 岩手一関インター	岩手県一関市赤荻字月町188-2		No.-55
宿泊費	18,100	R3.10.07	山形グランドホテル	山形県山形市本町1-7-42		No.-56
宿泊費	12,760	R3.10.12	ホテルシーラックパル 仙台	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5-12		No.-57
この頁の小計	130,170					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	694,455					
合計	2,803,849					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	寄付・交付金 ( 寄付・交付金 )		領収書 No.
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
交付金	4,156,359	R3.12.27	国民民主党福島県総支部連合会	福島県会津若松市和田2丁目1-8		No.-58
この頁の小計	4,156,359					
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0					
合計	4,156,359					

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた本部 又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	4,156,359	R3.12.27	国民民主党福島県総支部連合会	福島県会津若松市和田2丁目1-8	
この頁の小計	4,156,359				
合 計	4,156,359				



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 1 月 17 日

政治団体の名称

国民民主党東北ブロック衆議院  
比例区第1総支部

会計責任者の氏名

津田 幸太郎



代表者の氏名(解散団体のみ)

渡部 勝博



- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(記名押印)を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置(記名押印)を講ずる場合は、この限りでない。

## 政治資金監査報告書

令和 4 年 1 月 11 日

国民民主党東北ブロック衆議院比例区第 1 総支部

代表 渡部 勝博 殿

登録政治資金監査人  登 録 番 号 第 3362 号

研修修了年月日 平成 22 年 2 月 15 日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党東北ブロック衆議院比例区第 1 総支部の令和 3 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、国民民主党東北ブロック衆議院比例区第 1 総支部は解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しないため政治資金監査の実施が困難であると遠藤久が判断したため、遠藤久税理士事務所（福島県会津若松市八日町 2 番 15 号）において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法19条13第2項第4号について、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

国民民主党東北ブロック衆議院比例区第1総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党東北ブロック衆議院比例区第1総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上